

第2期

佐野市子ども・
子育て支援
事業計画

【概要版】

令和2年3月
佐野市

目 次

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	基本理念	3
5	基本目標	3
6	子ども・子育て支援施策の取組	5
	基本目標 1 教育・保育の量的拡大と質の確保	6
	基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実	10
7	次世代育成支援施策の取組	17
	基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援	17
	基本目標 2 親子のこころとからだの健康の確保と増進	18
	基本目標 3 子どもの個性と創造性を育む環境整備	18
	基本目標 4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくり	19
	基本目標 5 子どもの人権擁護の推進	19
8	計画の推進	20

1 計画策定の背景

近年、我が国においては、急激な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、大きく、日々変化し続けています。

このような状況の中、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、新制度に基づく「佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

また、本市では、子育てしやすい環境づくりに向けて、「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「佐野市コンパクトシティ構想」において、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための取組や、都市機能や居住機能を拠点等へ集約を図る取組を推進しています。

しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

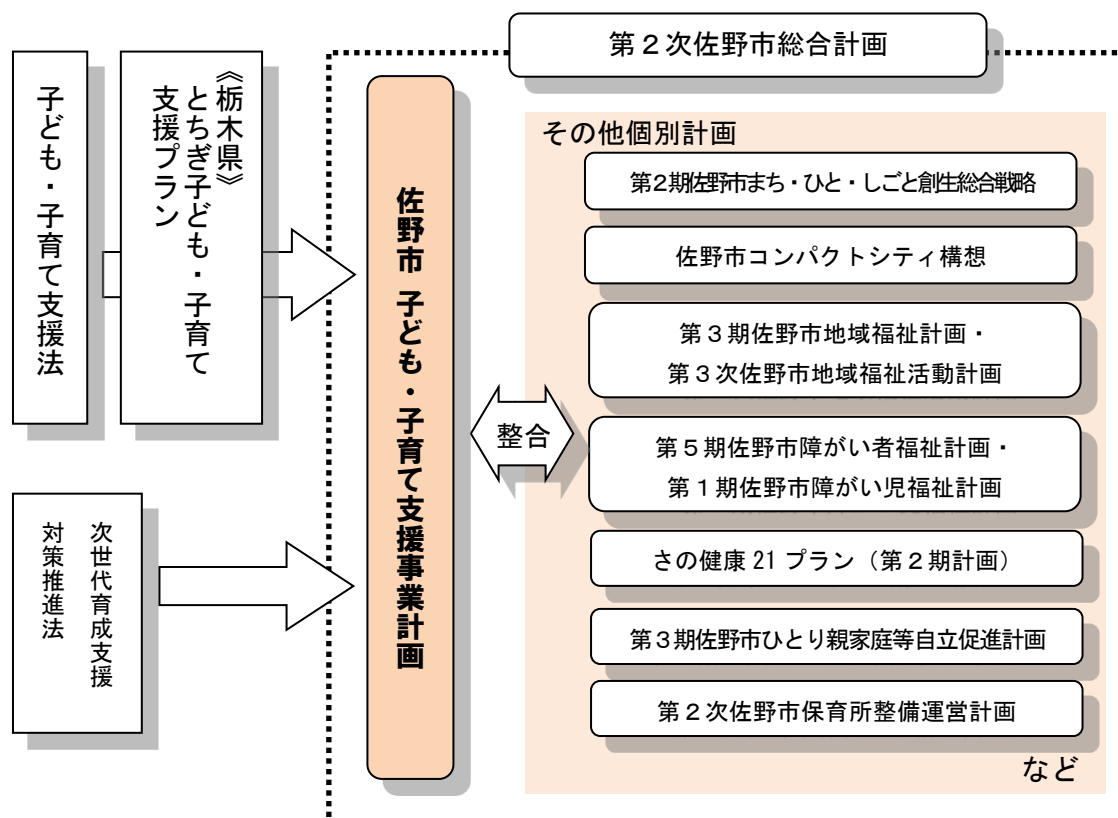
全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第 1 期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく計画
- (2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画
- (3) 第2次佐野市総合計画を上位計画とする市の子ども・子育て支援事業計画

■計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					第2期計画				

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本理念

佐野に住みたいと思うまちづくり、 人づくり、豊かな子育てをはかろう

基本理念の実現にあたっては、次の基本視点を踏まえて取り組みます。

基本視点

1. 全ての子どもとその保護者が対象です。
2. 行政・市民・企業が協働します。
3. 一人ひとりの子育てに、暮らしやすさ、仕事のしやすさが関係します。

5 基本目標

基本理念の実現に向けて、国から提示されている基本指針等に沿って、以下の基本目標を設定します。また、教育・保育提供区域ごとの計画期間における「教育・保育の量の見込み」の設定や多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業等、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

取組	基本目標	施策の内容等
子ども・子育て支援施策の取組	基本目標 1 教育・保育の量的拡大と質の確保 乳幼児期における保育の量的拡大と全ての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。	1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容
	基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実 子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期まで、切れ目のない支援を行います。	1 利用者支援に関する事業 2 時間外保育事業 3 放課後児童健全育成事業 4 子育て短期支援事業 5 乳児家庭全戸訪問事業 6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 7 地域子育て支援拠点事業 8 一時預かり事業 9 病児保育事業 10 子育て援助活動支援事業 11 妊婦に対して健康診査を実施する事業 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業



基本目標 1

子どもが心身ともに 健やかに育つための支援

全ての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

また、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

- 1 子どもへの虐待のないまちづくり
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 特別な支援を必要とする子どもへの対応
- 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 5 子育てに対する経済的支援
- 6 子育てに対する支援体制の整備
- 7 子どもの居場所づくりの推進
- 8 子どもの貧困対策の推進

基本目標 2

親子のこころとからだの 健康の確保と増進

全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健事業の充実による育児支援を推進します。

- 1 母子の健康づくりへの支援
- 2 子どもへの医療対策の充実
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 食育の推進



基本目標 3

子どもの個性と創造性を育む 環境整備

全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、自然環境や芸術文化活動、様々な交流を通した子どもたちの個性を育むための活動を推進します。

- 1 家庭教育力の向上
- 2 次代の親の育成の推進
- 3 生きる力を育む学習環境の整備
- 4 信頼される学校づくり
- 5 子どもの健やかな体づくりの推進
- 6 子どもの芸術文化活動の支援
- 7 子どもの国内外交流の推進
- 8 子どもの社会的活動の支援



基本目標 4

子どもにやさしい 安全・安心なまちづくり

全ての子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- 1 安心して子育てができる生活環境の整備
- 2 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進



基本目標 5

子どもの人権擁護の推進

子どもの人権が尊重され、子ども自身が幸せと感じ、だれもが身近な地域で自立した生活ができるまちづくりを推進します。

- 1 人権教育の推進
- 2 いじめ・不登校などへの対応



6 子ども・子育て支援施策の取組

●教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるための、単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、広域性を確保することを基本とし、市全体を一つの区域として設定します。

■本市の教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業

事業及び対象年齢		
教育・保育	1号認定（教育標準時間認定）	3～5歳
	2号認定（保育標準時間・保育短時間認定）	3～5歳
	3号認定（保育標準時間・保育短時間認定）	0歳、1・2歳
地域子ども・子育て支援事業	利用者の支援に関する事業	妊婦、 0～5歳、 小学1～6年生
	時間外保育事業	0～5歳
	放課後児童健全育成事業	小学1～6年生
	子育て短期支援事業	0～18歳
	乳児家庭全戸訪問事業	出生～4か月
	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童、保護者、 妊婦
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
	一時預かり事業	0～5歳
	病児保育事業	0～5歳、 小学1～6年生
	子育て援助活動支援事業	小学1～6年生
	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	3～5歳

基本目標 1 教育・保育の量的拡大と質の確保

1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

（１）特定教育・保育施設

新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園籍の子どもは、1号認定区分となります。また、保育所や認定こども園の保育所籍の子どもは、保育認定が必要となり、満3歳から5歳児は2号認定区分、0歳から2歳児は3号認定区分となります。

（２）確認を受けない幼稚園

新制度に移行していない幼稚園であり、無償化の対象となるため、教育施設利用給付の新1号認定を受ける必要があります。

（３）特定地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が位置付けられています。

（４）企業主導型保育事業の地域枠

企業主導型保育事業とは、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用し、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

企業主導型保育事業では、従業員枠のほか、一定の割合で地域枠の定員を設定し、地域の子どもの保育を実施することができます。

■ 量の見込みと確保方策

			3～5 歳			0 歳	1・2 歳
			1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育	教育希望	保育	保育	
令和2年度	①	量の見込み	897	173	1,518	269	832
	② 確保 方 策	特定教育・保育施設	1,004		1,379	173	588
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園＋預かり保育	312				
		小計	1,946		1,379	229	759
	②－①		876		▲139	▲40	▲73
令和3年度	①	量の見込み	869	169	1,481	262	801
	② 確保 方 策	特定教育・保育施設	1,095		1,429	185	616
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園＋預かり保育	221				
		小計	1,946		1,429	241	787
	②－①		908		▲52	▲21	▲14
令和4年度	①	量の見込み	828	163	1,429	256	783
	② 確保 方 策	特定教育・保育施設	1,071		1,347	191	612
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園＋預かり保育	245				
		小計	1,946		1,347	247	783
	②－①		955		▲82	▲9	0
令和5年度	①	量の見込み	805	157	1,380	251	763
	② 確保 方 策	特定教育・保育施設	1,118		1,339	197	616
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園＋預かり保育	198				
		小計	1,946		1,339	253	787
	②－①		984		▲41	2	24
令和6年度	①	量の見込み	780	152	1,332	244	747
	② 確保 方 策	特定教育・保育施設	1,164		1,339	197	616
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園＋預かり保育	152				
		小計	1,946		1,339	253	787
	②－①		1,014		7	9	40

●確保方策は、各教育・保育における定員数を示しています。

(単位：人)

2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(2) 市が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所が、幼児期の教育・保育の良さを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな成長を等しく保障していくことができるよう、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

(3) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの成長を大切にする教育・保育を実践します。

また、県の幼児教育センター等の関係機関と連携を図り、幼児教育・保育の質の向上に資するよう努めます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方と

その推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させる必要があります。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

(6) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

(7) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進方法

乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所において、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めます。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、小学校等の研究発表会や連絡会等に参加することにより、小学校等との連携を推進します。

基本目標２ 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(1) 利用者支援事業（基本型）

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

●確保方策は、事業実施箇所数を示しています。

(2) 利用者支援事業（母子保健型）

子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援体制を構築します。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

●確保方策は、事業実施箇所数を示しています。

2 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	415	403	391	379	368
確保方策	人	415	403	391	379	368
施設数	箇所	13	13	13	13	13

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための施設数を示しています。

3 放課後児童健全育成事業

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通して社会性と自主性を培うことにより児童の健全育成を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	1,973	1,939	1,877	1,828	1,783
1～3年生	人	1,150	1,112	1,096	1,084	1,058
4～6年生	人	823	827	781	744	725
確保方策	人	1,851	1,817	1,777	1,785	1,783
1～3年生	人	1,150	1,112	1,096	1,084	1,058
4～6年生	人	701	705	681	701	725
支援単位数	単位	55	55	54	56	57

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための支援単位数を示しています。

※支援単位とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この支援単位を基本として行っています。

4 子育て短期支援事業

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、出産、看護その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を短期間（原則として7日以内）預かる事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	75	73	71	69	67
確保方策	人日	75	73	71	69	67
施設数	箇所	5	5	5	5	5

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数を示しています。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に家庭での児童の養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	520	504	489	474	460
確保方策	人日	0	504	489	474	460
施設数	箇所	0	1	1	1	1

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数を示しています。

5 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	726	709	695	678	657
確保方策		実施体制：助産師、保健師11人 実施機関：健康増進課 実施方法：直営				

●確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

(1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者及び妊婦等に対し、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い、保護者の育児等の養育能力の向上を図る事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	340	330	320	310	301
確保方策		実施体制：保健師、助産師等（健康増進課11人家庭児童相談室5人） 計16人、ヘルパー4人 実施機関：家庭児童相談室 実施方式：ヘルパー派遣は委託				

●確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

確保方策として、「家庭児童相談室運営事業」では、児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。

「要保護児童対策地域協議会運営事業」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進捗管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家を招へいします。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。

また、国の動向を踏まえながら、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

7 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回／月	2,879	2,785	2,697	2,638	2,576
確保方策	人回／月	2,879	2,785	2,697	2,638	2,576
施設数	箇所	8	8	8	8	8

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる1月あたりの延べ件数と提供するための施設数について示しています。

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園及び保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	79,971	78,361	76,709	73,864	70,545
幼稚園在園児対象 (1号認定による利用) 不定期利用	人日	4,539	4,428	4,274	4,126	3,983
幼稚園在園児対象 (2号認定による利用)	人日	72,720	71,280	69,840	67,200	64,080
上記以外	人日	2,712	2,653	2,595	2,538	2,482
確保方策	人日	79,971	78,361	76,709	73,864	70,545
幼稚園在園児対象 (1号認定による利用) 不定期利用	人日	4,539	4,428	4,274	4,126	3,983
幼稚園在園児対象 (2号認定による利用)	人日	72,720	71,280	69,840	67,200	64,080
施設数	箇所	12	12	12	12	12
上記以外	人日	2,712	2,653	2,595	2,538	2,482
施設数(ファミサポ含む)	箇所	19	20	18	18	18

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

9 病児保育事業

子どもが発熱等で急に病気になった場合や病気の回復期において、保育を行う事業です。病児保育事業については、病気の回復期に至らない児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児対応型、病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に、児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病後児対応型、児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所において緊急的な対応を行う体調不良児対応型があります。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	2,220	2,186	2,153	2,120	2,090
確保方策	人日	1,950	1,950	1,950	2,850	2,850
病児・病後児対応型	人日	900	900	900	1,800	1,800
施設数	箇所	1	1	1	2	2
体調不良児対応型	人日	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
施設数	箇所	4	4	4	4	4

●確保方策は、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

10 子育て援助活動支援事業

就学児の預かりの援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	31	31	30	29	28
確保方策	人日	31	31	30	29	28
施設数	箇所	1	1	1	1	1

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

11 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	9,197	8,981	8,800	8,584	8,319
確保方策		実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：妊娠届提出者へ健康増進課、田沼総合窓口課、葛生総合窓口課職員が母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行し、妊婦は各医療機関で受診する。 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年				

●確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

確保方策として、「私立幼稚園等副食費補足給付事業」にて、新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

7 次世代育成支援施策の取組

基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

- 1 子どもへの虐待のないまちづくり
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 特別な支援を必要とする子どもへの対応
- 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 5 子育てに対する経済的支援
- 6 子育てに対する支援体制の整備
- 7 子どもの居場所づくりの推進
- 8 子どもの貧困対策の推進

■基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援に特に関連する事業

○人権擁護委員活動支援事業（人権・男女共同参画課） ○人権推進啓発事業（人権・男女共同参画課） ○家庭児童相談室運営事業（家庭児童相談室） ○要保護児童対策地域協議会運営事業（家庭児童相談室） ○児童扶養手当支給事業（こども課） ○遺児手当支給事業（こども課） ○ひとり親家庭医療費助成事業（こども課） ○母子・父子・寡婦自立支援事業（家庭児童相談室） ○佐野市母子寡婦福祉連合会支援事業（家庭児童相談室） ○特別障害者手当等給付事業（障がい福祉課） ○障がい福祉事務費（障がい福祉課） ○難病患者等福祉手当給付事業（障がい福祉課） ○介護給付事業（障がい福祉課） ○障がい児通所給付事業（障がい福祉課） ○移動支援事業（障がい福祉課） ○日中一時支援事業（障がい福祉課） ○訪問入浴サービス事業（障がい福祉課） ○補装具費支給事業（障がい福祉課） ○日常生活用具等給付事業（障がい福祉課） ○障がい児を育てる地域の支援体制整備事業（障がい福祉課） ○児童補聴器購入費等支援事業（障がい福祉課） ○保育所運営事業（保育課） ○特定保育施設等給付事業（保育課）	○特別支援学級支援員配置事業（学校教育課） ○育児休業取得促進啓発事業（保育課） ○男女共同参画啓発事業（人権・男女共同参画課） ○男女共同参画人材育成事業（人権・男女共同参画課） ○ママパパ学級事業（健康増進課） ○こども医療費助成事業（こども課） ○児童手当支給事業（こども課） ○子宝祝金支給事業（こども課） ○特定教育施設等給付事業（保育課） ○私立幼稚園等副食費補足給付事業（保育課） ○教育施設等利用給付事業（保育課） ○保育施設等利用給付事業（保育課） ○私立幼稚園預かり保育料減免事業（保育課） ○こどもの国運営事業（こども課） ○南児童館管理運営事業、東児童館管理運営事業、西児童館管理運営事業 田沼児童館管理運営事業（こども課） ○放課後子ども教室推進事業（生涯学習課） ○学習支援事業（社会福祉課） ○自立相談支援事業（社会福祉課） ○住居確保給付金給付事業（社会福祉課） ○母子家庭等自立支援給付金給付事業（家庭児童相談室） ○小学校就学援助事業（学校教育課） ○中学校就学援助事業（学校教育課）
---	---

基本目標２ 親子のこころとからだの健康の確保と増進

- 1 母子の健康づくりへの支援
- 2 子どもへの医療対策の充実
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 食育の推進

■基本目標２ 親子のこころとからだの健康の確保と増進に特に関連する事業

○妊産婦医療費助成事業（こども課） ○養育医療費給付事業（こども課） ○母子健康手帳交付事業（健康増進課） ○乳児健康診査事業（健康増進課） ○幼児健康診査事業（健康増進課） ○股関節脱臼検診事業（健康増進課） ○発達支援事業（健康増進課） ○のびのび発達相談事業（健康増進課） ○母子健康相談事業（健康増進課） ○乳幼児・児童生徒予防接種事業（健康増進課） ○不妊治療費助成事業（健康増進課） ○不育症治療費助成事業（健康増進課）	○ブックスタート事業（健康増進課） ○妊産婦健康診査事業（健康増進課） ○産後サポート事業（健康増進課） ○新生児聴覚検査事業（健康増進課） ○子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業（健康増進課） ○佐野休日・夜間緊急診療所運営支援事業（医療保険課） ○両毛救急医療圏二次救急医療推進事業・両毛救急医療圏二次救急医療参画事業（医療保険課） ○佐野休日歯科診療所運営支援事業（医療保険課） ○食育推進事業（農政課）
---	---

基本目標３ 子どもの個性と創造性を育む環境整備

- 1 家庭教育力の向上
- 2 次代の親の育成の推進
- 3 生きる力を育む学習環境の整備
- 4 信頼される学校づくり
- 5 子どもの健やかな体づくりの推進
- 6 子どもの芸術文化活動の支援
- 7 子どもの国内外交流の推進
- 8 子どもの社会的活動の支援

■基本目標３ 子どもの個性と創造性を育む環境整備に特に関連する事業

○家庭教育推進講座開催事業（生涯学習課） ○公民館親と子の交流活動事業（公民館管理課） ○中学生マイ・チャレンジ（職場体験）事業（学校教育課） ○海の自然体験活動推進事業（学校教育課） ○小中学校特別非常勤講師配置事業（学校教育課） ○外国青年英語指導助手指導事業（学校教育課） ○さわやか教育指導員配置事業（学校教育課） ○さわやか健康指導員配置事業（学校教育課） ○心の教室相談員活用事業（教育センター） ○子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業（生涯学習課） ○コミュニティ・スクール推進事業（教育総務課） ○学校評議員制度推進事業（教育総務課）	○スポーツ教室開催事業（スポーツ立市推進課） ○作原野外活動施設指定管理事業（生涯学習課） ○アストロカー管理運営事業（こども課） ○子どもふれあい文化芸術事業（文化立市推進課） ○全国大会等出場者支援事業（文化立市推進課） ○図書館等指定管理事業（生涯学習課） ○郷土博物館学校利用推進事業（郷土博物館） ○日本語教室事業（学校教育課） ○ランカスター市中学生相互交流事業（学校教育課） ○佐野・芦屋青少年交流事業（生涯学習課） ○三世代交流事業（いきいき高齢課）
---	---

基本目標 4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくり

- 1 安心して子育てができる生活環境の整備
- 2 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

■基本目標 4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりに特に関連する事業

○農村公園維持管理事業（農山村振興課）	○交通安全施設等整備事業（道路河川課）
○公園維持管理事業（都市整備課）	○通学路安全対策事業（教育総務課）
○交通安全教育事業（交通生活課）	○青少年健全育成市民啓発事業（少年指導センター）
○交通指導員設置事業（交通生活課）	○街頭補導実施事業（少年指導センター）

基本目標 5 子どもの人権擁護の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 いじめ・不登校などへの対応

■基本目標 5 子どもの人権擁護の推進に特に関連する事業

○人権教育研究会運営事業（学校教育課）	○スクーリング・サポート事業（教育センター）
○集会所子ども学習会開催事業（生涯学習課）	○教育相談事業（教育センター）
○人権学習講演会開催事業（生涯学習課）	

8 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、一人一人の子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、社会全体で取り組んでいくための計画です。

本計画の推進にあたっては、行政が子ども・子育て支援の質・量を充実させるとともに、家庭、学校、地域などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていく必要があります。

そのため、こども課が事務局となり、「佐野市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行管理をしていきます。

また、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取組の改善につなげていきます。

また、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画
概要版

令和2年3月

発行 佐野市

編集 佐野市こども福祉部こども課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3023

F A X 0283-24-2708

E-mail kodomo@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>

